

平成 27 年 9 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

不良職員への厳正なる対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

不良職員への対応と市長の姿勢について

2 質問の要旨

1. 一般質問の中で取り上げられた懲戒行為を起こした鎌倉市職員労働組合副委員長である納税課所属の再任用職員について、前年度の出勤不良の状況は無かったのか。
2. 当該人物が、懲戒処分を受けた再任用職員となった場合、その者の勤務実績は、明らかに良好とはいえないと考えるが、如何か。市長としては、懲戒処分を受けても良好なのか。
3. ましてや、鎌倉市民の血税により給与を受けているのにもかかわらず、出勤時間に遅刻し、勤務時間を無駄にしていた場合、1 円 1 円を無駄にしない市長の姿勢に反すると思うが如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑥

（理由：そもそも市長部局が通常の手続きを怠ったことから端を発しており、本件は議会軽視と感ずるが、どうか誠実かつ速やかに答弁を求めたい。）